⑤－１

（新２号・新３号認定用）

就 労 誓 約 書
（施設等利用給付認定中で離職した場合）

私は、児童の施設等利用給付認定申請にあたり、以下の内容について誓約します。

施設等利用給付認定中で離職した方

離職（※）から３か月以内に就労（月６４時間以上）し、就労証明書を提出しますので、児童の施設等利用給付認定の継続を希望します。

（雇用保険を受給される場合は、雇用保険受給終了日から３か月以内に就労）

離職（廃業）年月日　　平成・令和　　年　　月　　日

（ 雇用保険を受給しますか　　はい　・　いいえ　・　わからない）

「はい」の場合は受給終了年月日　　令和　　年　　月　　日

（雇用保険受給者証の両面コピーが必要。）

※「通学や介護などの終了」から「就労予定」へ切り替える場合も含む。

なお、３か月以内に就労せず、就労証明書を提出しない場合には、**施設等利用給付認定を取り消しされても異議はありません。**

※雇用保険受給期間中と雇用保険受給終了日から３か月以内までが認定期間となります。
（例えば１１月１日に雇用保険受給が終了した場合、２月１日時点で就労していなければ、２月１日以降は認定取り消しとなります。

令和　　年　　月　　日

（宛先）　宝　塚　市　長

氏名

児 童 氏 名	利用中の施設名
（H・R　　年　　月　　日生）	
（H・R　　年　　月　　日生）	